

## 中津市身体障害者自動車改造助成事業について

中津市では、身体に障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車の改造に要する費用を一部助成する事業を行っています。

助成対象者 ※右の3項目をすべて満たす方	身体障害者手帳を所持する方		
	就労等のため、自らが所有し運転する自動車の一部の改造を行う必要がある方		
	前年分（助成の申請を行う日が1月1日から6月30までにあつては、前々年分）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方 ※下記表参照		
所得制限	所得制限表（R5）		
	扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
		所得額	所得額
	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000
加算額	老人扶養親族1人につき 100,000円 特定扶養親族1人につき 250,000円	（扶養親族等の数が2人以上の場合） 老人扶養親族1人につき 60,000円	
※老人扶養とは70歳以上 ※特定扶養とは19歳以上22歳以下			
助成金額	改造に要した費用（最高10万円まで）		
必要書類	<b>【申請時】</b> ① 申請書 ② パンフレット等自動車の改造の概要を確認できる書類 ③ 自動車改造の見積書 ④ 運転免許証の写し ⑤ 身体障害者手帳の写し		

必要書類	<b>【請求時】</b> ① 請求書 ② 改造に要した費用を支払った領収書 ③ 写真（改造前と改造後の写真で、改造の内容が確認できるもの） ④ 車検証 ⑤ 振込先金融機関の本人名義の通帳の写し
------	---

<手続きの流れ>

- ① 申請書の提出 ⇒ ② 市が決定通知 ⇒ ③ 自動車の改造 ⇒  
④ 請求書の提出